

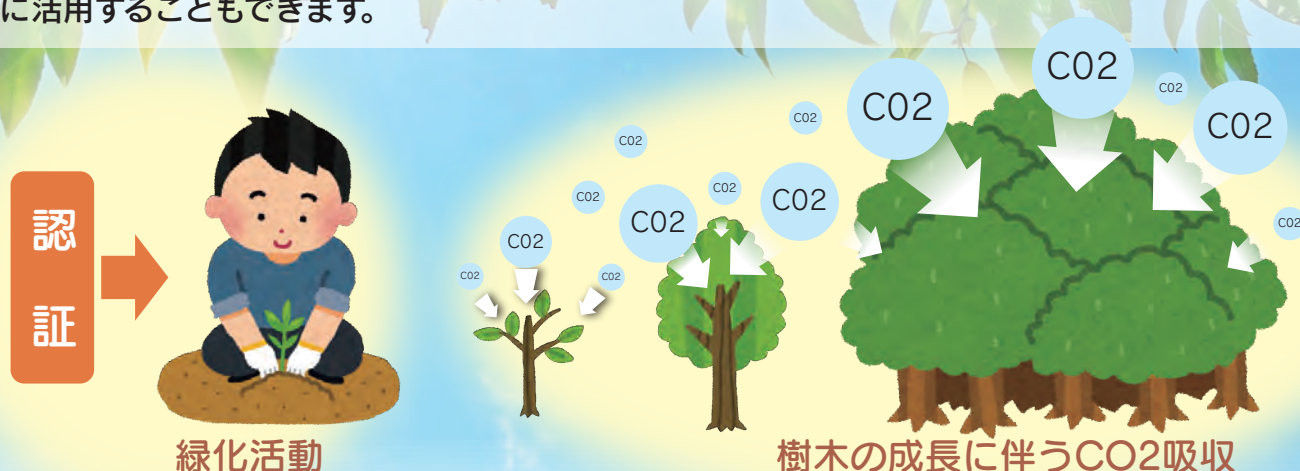
緑化活動で地球温暖化対策に貢献!!

沖縄県CO2吸収量認証制度

制度の概要

樹木は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO2)を吸収して成長します。沖縄県CO2吸収量認証制度は、県民・企業・市町村などの緑化活動によって育まれる森林や植栽地のCO2吸収量を沖縄県が認証する制度です。

認証されたCO2吸収量は地球温暖化対策に貢献する証となるほか、県内でカーボン・オフセットに活用することもできます。



参加資格と対象となる活動

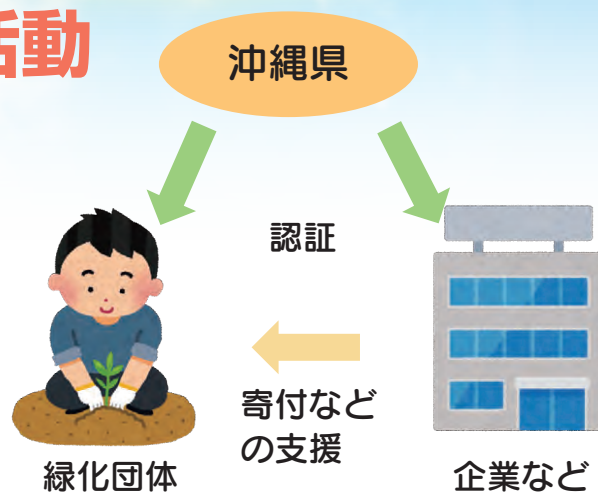
参加資格

緑化活動を行う団体・緑化活動を支援する団体※

※本制度では、緑化活動を行う団体に加え、緑化団体を寄付等により支援する団体も認証対象とします

対象となる活動

- ①樹木の植栽
- ②樹木の保育(下刈、除伐、間伐など)



制度参加のメリット

- ①CO2吸収量認証書を環境貢献、社会貢献の証として広報活動に用いることができます。
- ②認証されたCO2吸収量を県内の経済活動やイベント等で排出するCO2のカーボン・オフセットに活用することができます。



この商品は、沖縄県に認証されたCO2吸収量でカーボン・オフセットされています

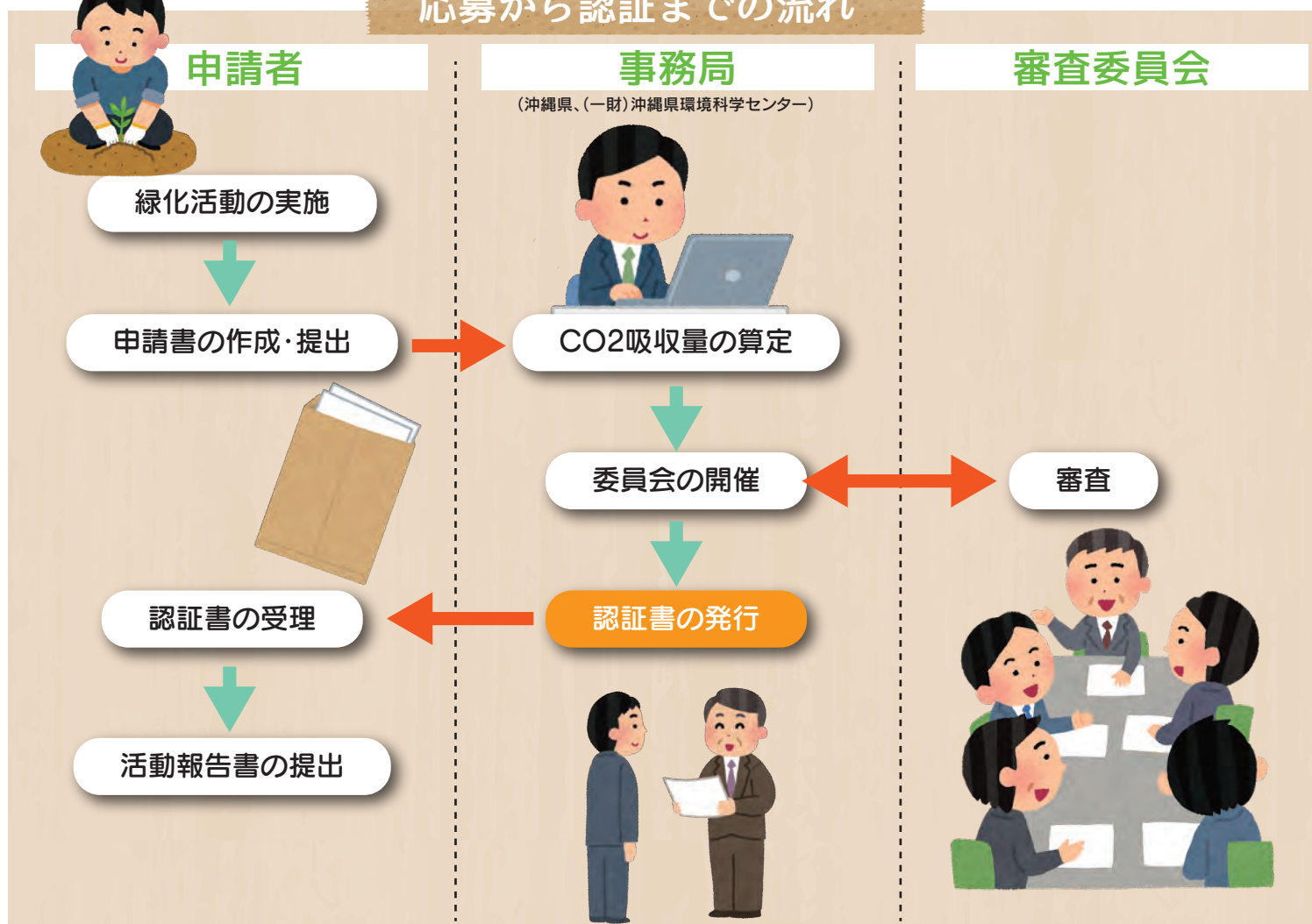
カーボン・オフセット商品のイメージ

認証の要件

- ①県内で実施された緑化活動である。
- ②緑化活動の対象となる樹木(高木及び中木)の数が100本以上である。
- ③侵略的な外来種を植栽しない等の生物多様性の保全に配慮している。
- ④実施された緑化活動が適切で樹木が健全に育成することが期待できる。
- ⑤樹木が吸収したCO₂を放出しないための継続的な樹木の管理や木材の活用が期待できる。
- ⑥土地所有者等と申請者が同一である。または土地所有者等の合意を得て申請書を提出している。



応募から認証までの流れ



応募方法

申請書に必要事項を記載の上、下記まで提出してください。申請書や応募方法の誌細は、沖縄県環境再生課のホームページに掲載しています。

制度参加の検討段階からご相談に応じてサポートします。お気軽にお問い合わせください。

問合せ先
(県委託窓口)

一般財団法人 沖縄県環境科学センター
TEL:098-875-5208 FAX:098-875-1943